

# 板橋区立加賀小学校いじめ防止基本方針

29板橋区立加賀小学校

本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条、「板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」第10条に基づき、板橋区立加賀小学校の全ての児童が安心して生活し、充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶することを目的に策定するものである。

## 1 いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童と何らかの人的関係を指す。

## 2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす。そして、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。そのため、どのような理由があっても、いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

## 3 いじめ問題への基本的な考え方及び学校内組織

いじめはどの児童にも起こり得るという認識の下、全ての教員は日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、迅速かつ組織的に対応する。重大ないじめに発展しないよう早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関等と連携して取り組む。

- いじめの防止及びいじめの解決等のため、校内に「いじめ対策委員会」を設置する。
- いじめ対策委員会は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学年主任及び該当する担任、スクールカウンセラーで組織し、いじめの未然防止、早期発見・対応等に取り組む。

## 4 いじめ防止のための取組

### (1) 未然防止に向けて

- 児童一人一人とコミュニケーションをとり、学習や生活、行事等に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくりを行う。
- 学び合い認め合う授業による児童相互の温かな人間関係を作れるようにする。一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。
- 「できた、がんばった」ことを認め合う学級の雰囲気づくり、一人一人を認め励まし、自己有用感を高める学年、学級経営を行う。
- 全教育活動を通して、いじめは人権侵害に当たること、いじめられた児童は心身に大きな苦痛を感じることを児童に理解させる。
- 全校朝会での講話、児童会活動などを通して「いじめは絶対に許されない」という気持ちを学校全体に広げる。
- 道徳及び人権教育、読書活動・ふれあい活動等を通して、規範意識を育て、生命尊重、正義感、思いやりの心、他者との関わり方等を学び、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。
- ソーシャルスキルトレーニングを取り入れた教育活動を通して、人との関わり方や集団生活の中での行動の仕方を学び、生活に活かせるようにする。
- 児童がいつでも悩み等を相談しやすい環境づくりを推進する。（SCとの関係づくり）

## (2) 早期発見に向けて

- 児童の様子や人間関係の様子の観察を綿密に行い、いじめの早期発見に努める。
- 年3回のふれあい月間における「学校生活についてのアンケート」、担任やスクールカウンセラーによる面談等を通して、いじめの早期発見に努める。
- 週1回の生活指導夕会や年間2回の生活指導全体会において、教職員全体によるいじめに関する情報の共有を図る。
- 児童がいじめの悩み等を投書できる相談箱を校長室前に設置する。
- 保護者や地域の方々にいじめに関する情報提供を呼びかける。(保護者会、個人面談、ICS等)

## (3) 早期対応に向けて

- いじめに関する内容は、すみやかに全教職員へ伝え、学校全体で対応し、事態の改善を図る。
- いじめられている児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を守る。
- いじめた児童に対しては、教育的指導の範囲で毅然とした態度で指導する。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えられるように指導する。
- いじめ対策委員会でいじめの状態が改善されているか、対応は効果が見られたか等継続的に確認する。その情報は、関係児童及び関係保護者にもすみやかに伝える。
- 必要に応じて保護者会を開催したり、関係機関、専門家等と連携したりして迅速な解決を図る。

## (4) 校内相談体制の確立

- いじめ問題だけでなく児童に関して校内で共通理解を図った方がよいと考えられる場合は、週1回の生活指導夕会で情報を共有する。
- 少しでも気になる児童の様子はすぐに報告し組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーと連携を図る。
- いじめられていた児童の安全確保及び心のケアを図るとともに、いじめた児童の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底する。また、必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。

## (5) 校内研修の実施

- いじめ未然防止等に取り組める資質能力を身に付けられるよう、各学期に研修を行う。
- スクールカウンセラーを交えたケース会議や情報交換会を各学期1回以上実施する。
- アンガーマネジメント研修等東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会へ主幹教諭又は主任教諭を積極的に参加させ、校内研修で全体に広める。

## (6) 保護者、地域、関係機関との連携及び啓発

学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決するためには、保護者や地域、関係機関と連携して取り組む必要がある。

- 加賀小学校いじめ防止基本方針を保護者や地域の方々の理解・協力を得るよう努める。
- 学習や生活のきまりを活用し、教師の指導、児童の活動、保護者の取組の連携を通して、いじめをしない、させない資質、能力、規範意識を育てる。
- 家庭や地域と連携していじめ問題の解決を進めるとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。

## (7) いじめ防止等に係る年間計画

## 29 板橋区立加賀小学校

	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域	定期委員会
4月	・一年生を迎える会 ・セーフティ教室	・基本方針確認 ・相談室、S C紹介	・保護者会(1. 五) ・地域訪問 ・学校公開	対策委員会 (基本方針の確認)
5	・S C面接(5) ・遠足・(1・2年) ・WEBQU実施 (5. 6年) ・こどもまつり	・教員自己申告 ・学びのエリア研修	・保護者会(2～6) ・P T A総会 ・平日学校公開	
6	・ふれあい月間① ・読書旬間 ・遠足(3・4年) ・移動教室(6・5年)	・校長講話	・ICS① ・学校公開	
7	・移動教室(五組)	・校内研修「いじめ チェックリストの 活用」	・寺子屋 ・個人面談	対策委員会 (アンケート解析 対応)
8				
9	・夏休み作品展 ・道徳授業地区公開講座 (いじめに関する授業 実施)	・アンガーマネジメ ント研修	・ICS② ・平日学校公開	
10	・読書旬間 ・運動会	・教員自己中間申告 ・学びのエリア研修	・寺子屋 ・学校公開	
11	・ふれあい月間② ・展覧会	・校長講話	・ICS③ ・学校公開	
12	・6年パレード	・校内研修「いじめ 防止教育プログラ ムの活用」	・学校公開 ・個人面談	対策委員会 (アンケート解析 対応)
1	・薬物乱用防止教室 ・書き初め展 ・学級活動の日	・校内研修「教員の 意識点検」 ・学びのエリア研修	・平日学校公開	
2	・ふれあい月間③ ・読書旬間 ・6年巣立ちの会	・校長講話 ・教員自己最終申告	・学校関係者評価 ・ICS④ ・保護者会 ・寺子屋 ・学校公開	
3	・六年生を送る会	・基本方針改善		対策委員会 (アンケート解析 対応)
通年	・協働学習の導入 ・道徳教育・体験活動・JC・ あいさつ運動	・学校対策委員会 ・健康観察 ・S C相談	・土曜授業プラン (学校公開)	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

## 5 重大事態等への対処

いじめにより重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」）や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」が発生したと認知したときは、次の対処を行う。

- 重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- 学校調査委員会の設置（いじめ対策委員会の構成員にPTA役員、関係機関、専門機関の中から校長が定めた者とする）、事実関係調査（聞き取り、質問紙調査等）、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果報告を速やかに行う。調査結果から明らかになった実態を関係児童及び保護者等に報告するとともに、板橋区教育委員会等による指導助言を受けながら、解決策を検討し、実行していく。
- 被害児童の保護とケアを第一に考え対応するとともに加害児童への働きかけも行う。必要に応じて加害児童に対して出席停止等の措置をとる。
- 板橋区調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

## 6 取組に関する点検と改善の方策

加賀小学校いじめ防止基本方針の内容の定期的な検討については、いじめ対策委員会の主導により計画・実行・評価・改善をくり返すことで、より実効性のある取組となるよう努める。

- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、基本方針を改善していく。